「私と水俣病」

坂本 龍虹(農業)

1. 自己紹介

昭和9年水俣病多発地区の水俣市袋湯堂で出生

- 2. 水俣病を知らないまま昭和28年、生地を離れ、就学のため京都へ
- 3. 立命館大学法学部に入学し、昭和32年に卒業
- 4. 航空自衛隊幹部候補生学校に入校し、操縦技術を習得し、戦闘飛行部隊に配属され、 以降、領空侵犯措置に従事
- 5. 昭和59年防衛庁航空幕僚監部飛行支援班長、法務課長
- 6. 昭和61年航空総隊監察官
- 7. 平成元年4月定年退官
- 8. 定年退官と同時に有機農業による自給自足を目指して公害の原点、故郷水俣に於いて 就農
- 9. 江口市制に入って産廃問題が出てきて、「水俣を憂える会」の代表となり、紆余曲折を 経て産廃処分場建設計画を阻止することに成功し、以後ダイオキシン無害処理要求等 市民運動しながら、水俣病被害者救済支援運動

●昭和30年頃の湯堂集落の状況

個数105 世帯数122

1本釣り-27、網元-2、網子-21,船回し-9、会社員-19、臨事工-1、扇興運輸-2、役場-3、郵便局-1、教師-1ミカン山-4、職人-4、金貸し-1、その他

●湯堂における生活環境

環境

貧富の格差

差別感

●水俣病発症とその後

Uターンして帰郷するまで水俣病に対して我及びその一族は「忌避」した状況が続いていた。しかし、その後市民運動、被害者支援等を通じて知り得た水俣病問題を自分のこととして捉え、人権問題として対峙して行くこととした。

●水俣病門題処理経過について 初動対処に門題があった。三好報告の無視

食品衛生法に基づく県知事の決断 水俣病像不確定のまま「認定制度」導入 終わりの無い問題対処

●チッソ110年の歴史の過程で「チッソ有っての水俣、さもないと飯が食えなくなる」とと言う市民を作ったこと。

国とチッソは漁協との紛争や被害者との交渉並びに安賃闘争を通じて人間関係や地域関係を分断した罪は大きい。

市民もまた自助努力、自立への道の開拓が求められる。

●終わりに当たって

一次訴訟での熊本地裁における斉藤裁判長の判決(S48年)を今一度かみ締めたい。

「化学工場は地域住民への未然に防止すべき高度の注意義務がある。工場が事前に排水を 十分に調査し、海の汚染や異常を適切に判断していれば、これほど多くの被害者を出さず に済んだ」

尚、斉藤裁判長は文書で異例のコメントをした。

「企業側とこれを指導監督すべき立場の政治、行政の担当者による誠意ある努力無しに根本的な公害問題の解決はありえない」とした。肝に銘ずべき言葉である。

水俣病被害市民の会としては問題解決のため徹底的に戦うことを誓っている。